

(案)

幕張新都心モビリティコンソーシアム運営会則

制定 令和3年●月●日

幕張新都心モビリティコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営等に必要な事項について、以下のとおり運営会則（以下「本会則」という。）を定める。

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、「幕張新都心モビリティコンソーシアム」と称する。（英文名：Makuhari New City Mobility Consortium）

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、モビリティに関わる多様な主体の積極的な参画及び産官学の連携を促し、幕張新都心における移動ニーズへの対応、移動と各種サービスの一体的、効率的な提供により、地域の活性化を図るとともに、新しい時代の社会的ニーズ、ライフスタイルに対応した快適で魅力的な街を実現し、もって持続可能な都市づくりを推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本コンソーシアムは、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）新しいモビリティサービスに関する実証実験やサービス導入に向けた活動
- （2）会員間の情報共有及び連携促進に関する活動
- （3）モビリティに関連する先進サービスや先進技術の知識向上に関する活動
- （4）前各号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 本コンソーシアムの目的及び活動に賛同する企業及び団体等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- （1）正会員 本コンソーシアムにおける活動の推進に協力する企業及び団体等
- （2）賛助会員 本コンソーシアムがその目的を達成するために協力を求める関係府省庁、地方公共団体、研究機関その他の団体

（入会）

第5条 本コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書を座長に提出し、座長の承認を得るものとする。

(会費等)

第6条 本コンソーシアムの会費及び入会金は無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムの目的を達成するための活動に必要な経費に関しては、総会の決定により、会員に対し臨時会費の納入を求めることができるものとする。
- 3 前項の規定による臨時会費の会計に関する事項は、必要に応じ、総会の決定によって定めるものとする。

(退会)

第7条 本コンソーシアムからの退会を希望する会員は、退会しようとする日の1か月前までに退会届を事務局に提出するものとする。

- 2 座長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。
 - (1) 本会則を遵守しないとき又は本コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき
 - (2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、本コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められるとき

(座長)

第8条 本コンソーシアムには、総会の決定により座長1名を置く。

- 2 座長は、本コンソーシアムを代表し、本コンソーシアムの運営等を掌理する。
- 3 座長の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条 本コンソーシアムに総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成し、座長がこれを召集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 総会は、本コンソーシアムの基本となる活動方針の決定、事業計画の報告等を行う。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(ワーキンググループ等)

第10条 本コンソーシアムは、その目的を達成するために必要な取組みを検討・推進するためのワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員から構成される。

3 ワーキンググループに幹事を置き、幹事により構成される幹事会を必要に応じて開催し、各ワーキンググループ間の進捗共有及び連携を検討するものとする。

4 幹事の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

(プロジェクト参加者の募集)

第11条 会員は、会員主導のプロジェクトの実施に当たり、当該プロジェクトへ参画する他の会員の募集並びに当該プロジェクトに対する意見及び助言を求めることができる。

2 前項の募集を依頼した会員は、当該プロジェクトへの参画を希望する他の会員の参加を不当に拒んではない。

(事務局)

第12条 本コンソーシアムの事務局は、千葉市総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課に置く。

(秘密保持)

第13条 本コンソーシアムの活動において知り得た他の会員の技術的な情報及び秘密情報のうち秘密である旨明示された情報については、本コンソーシアムへの参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(権利帰属)

第14条 本コンソーシアムの過程において新たに生じた知的財産権（産業財産権、産業財産権を受ける権利、著作権及びその他一切の知的財産権並びに外国における上記各権利に相当する権利）の帰属は以下のとおりとする。

(1) 会員が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等（以下「発明等」という。）から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。

(2) 会員が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で共有するものとする。その他取扱いについては当該当事者間で協議の上決定する。

2 前項の規定は、本コンソーシアム入会前に会員によって保持されていた知的財産権及び本コンソーシアム入会中に本コンソーシアムとは関係なく会員によって保持される知的財産権（以下「既存の知的財産権」という。）について、他の会員に移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

(活動報告)

第15条 本コンソーシアム及び会員が外部に本コンソーシアムの活動を報告する場合は、

事前に報告内容に関するすべての当事者の承諾を受けなければならない。

(事業年度)

第16条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補則)

第17条 本会則に定めのない事項や本会則の解釈に疑義が生じた場合については、総会の決定をもって解決する。

附 則

- 1 本会則は、令和3年●月●日より施行する。
- 2 本会則の改定又は廃止は、総会の決定によるものとする。